第８　公　園

公園緑地の整備

都市の緑は人々にうるおいとやすらぎをもたらし、都市の景観形成など街の質的向上に寄与するとともに、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化等、環境保全にも役立っています。

安全で快適な都市生活を確保し、レクリエーションの場の提供や都市防災への対処に加え、環境保全に資する、公園緑地の整備をはじめとし、樹林地・水辺地等の緑地の保全や都市緑化の推進は喫緊の課題となっております。

（１）都市公園

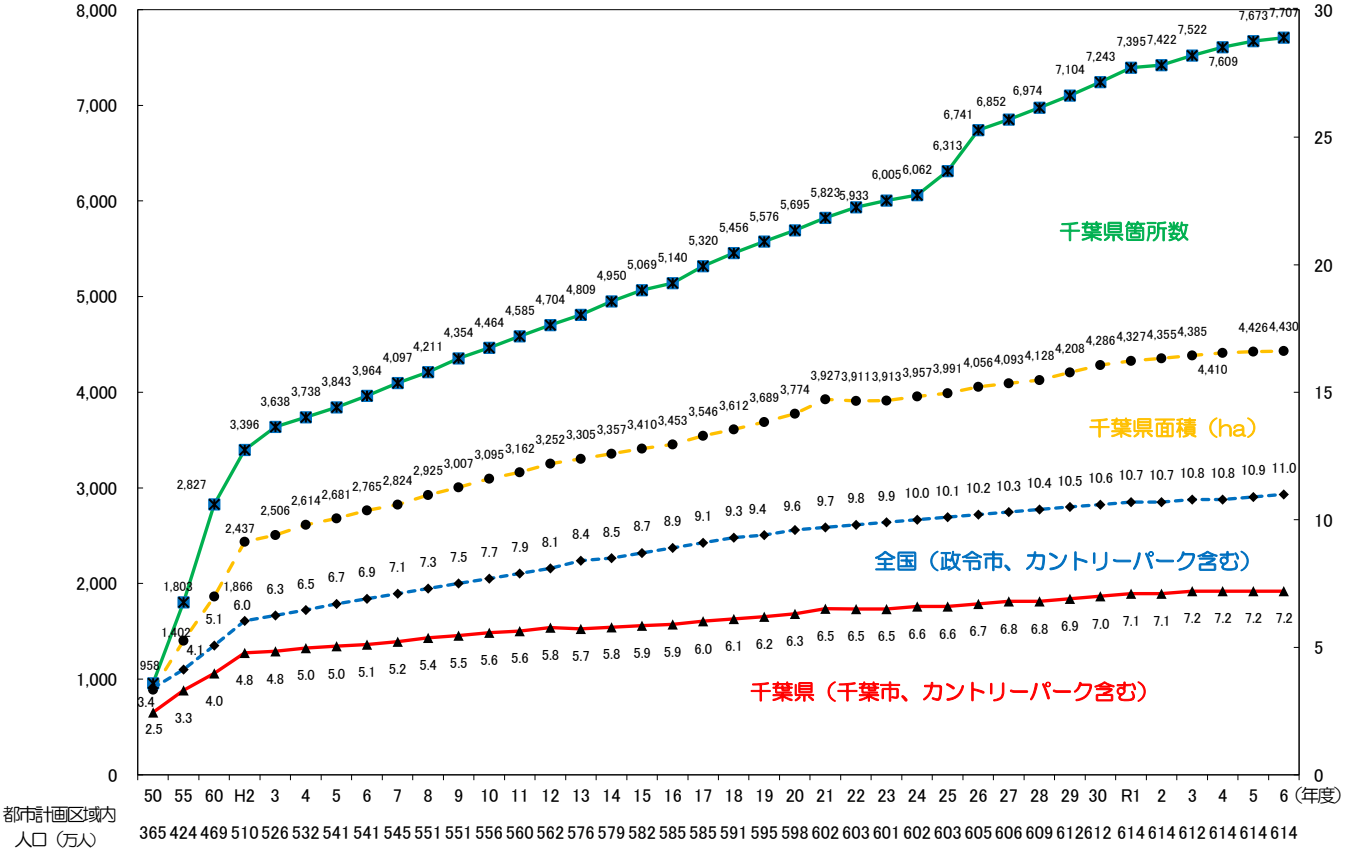
都市公園とは、国または県、市町村が都市公園法に基づいて設置する公園・緑地をいいます。

千葉県の都市公園は、戦前に５箇所の都市計画緑地が決定されたことから始まりますが、これらは防空緑地としての性格が強いものでした。

戦後、本格的に整備が始まったのは、人口、産業の集中が著しくなる昭和３５年頃からです。

昭和２１年には、都市公園数１９箇所、約３３haであったものが令和７年３月末現在、都市公園等７，７０７箇所、面積約４，４３０haが整備されています。

都市公園等面積・設置個所数の推移



※H29以降は都市公園（カントリーパークを含む）と市民緑地を合算した数値

※グラフ中の赤・青の折れ線については、一人当たりの都市公園面積を表す。

（２）県立都市公園

ア　羽衣公園

昭和４０年度に戦災復興事業の一環として、旧県庁舎の跡地を０．６ｈａの公園としたもので、本県行政センターの中心に位置しています。

昭和５９年度に県人口５００万人突破記念事業として噴水池等の大規模改修を行いました。県庁への来訪者の休憩、県民の憩いの場として利用されています。



羽衣公園



行田公園

イ　行田公園

昭和４６年度に行田無線塔跡５３haの内１１．９haを都市計画決定しました。昭和４７年度から整備を進め、昭和５２年度に一部オープンし、昭和５４年度に全域開園しました。昭和５５年度には東西の園地を結ぶ歩道橋を架け、現在も多くの県民が公園を利用しています。

ウ　印旛沼公園

昭和５５年度に開設した５．３haの公園で、印旛沼を見下ろす小高い丘に位置し、周辺は鎌倉時代の当地の豪族師戸（もろと）四郎居城だったといわれています。

子供の背丈ほどの空堀、本丸、二の丸跡、土塁が残されており、当時の城郭の様子をうかがうことができます。史跡の保存に努めるとともに、広く県民の利用を図るため広場、展望台等の整備を行い、印旛沼を借景とした水と緑の公園として利用されています。



印旛沼公園



富津公園

エ　富津公園

昭和４０年度に開設した９７．３haの公園で、東京湾を南北に分断するような形で突出した富津岬の先端に位置しています。

この地区は古くは、松平定信が江戸防衛のため砲台を築き、また明治以降は、首都防衛上の要塞地帯でもあったため一般の出入りは禁止されてきました。

戦後、県がこの軍用地の大部分の払い下げを受け、保安林として整備するとともに昭和２６年度に都市計画公園として決定し、ジャンボプール、テニスコート、野外劇場、室内温水プール等順次整備を進め、広域的に利用されています。

また、半島の最先端にある明治百年記念展望塔に立つと、東京湾をはさんで三浦半島が眼下に見渡せ、さらに天候にめぐまれれば、遠く富士山も眺望できます。

オ　蓮沼海浜公園

都市圏域から生ずるレクリエーション需要に応えるため、九十九里浜のほぼ中央の位置に「レクリエーション都市整備構想」に基づき、昭和４６年度から整備を進め、昭和５０年度に開設した３８．３haの公園です。

流れるプール、波のプールをはじめ１７タイプのプールから構成されるウォーターガーデン、テニスコート、野球場、水の広場、家族で楽しめる芝生広場やちびっこ広場からなるいこいの広場、ゴーカート等を備え子供から大人まで楽しめる子供の広場、１２０名収容の宿泊施設であるガーデンハウスマリーノや３６ホールのパークゴルフ場があり、県内外の多くの人に利用されています。



蓮沼海浜公園



館山運動公園

カ　館山運動公園

近年の生活様式の変化に伴うスポーツ・レクリエーション需要の増大に対応し県南部における都市公園の中核として計画された２５．４haの公園であり、昭和５３年度から整備を進め平成３年度に完成しました。

体育館、野球場、テニスコート、多目的運動場等があり、緑で囲まれた環境の中でスポーツが楽しめるよう整備されています。

キ　幕張海浜公園

幕張新都心における公園緑地の中核として計画された広域公園で、現在６８．４haを供用しています。

昭和５７年度から整備に着手し、昭和６２年４月にＪＲ京葉線の北側の部分を開園したのをはじめとして、これまでに大芝生広場、わんぱく広場、日本庭園、マウンテンバイクコース等を順次開園してきました。

また、海側はサッカー日本代表等が練習としても使用するサッカー場やプロ野球の試合等が行われる野球場があり、大変賑わっています。



幕張海浜公園

ク　青葉の森公園

農林水産省畜産試験場の跡地を利用した５３．７haの広域公園です。

自然と人間がふれあえる公園を作りあげるとともに、地域住民の文化、レクリエーション需要に応えることを目的としています。

昭和６２年４月に野球場、陸上競技場、テニスコートを供用開始しました。

その後、中央博物館、野外観察地、彫刻の広場、芸術文化ホール、公園センター、つくしんぼの家、水の広場を整備し、平成９年４月に全域開園しました。



青葉の森公園



柏の葉公園

ケ　柏の葉公園

東葛飾地域における公園緑地の適切な配置の中核として「健康・文化・みどり」をテーマに、旧米軍柏通信所跡地１９０haのうち４５haを使って計画された広域公園です。

昭和６０年度からテニスコート、総合競技場、コミュニティ体育館、野球場などのスポーツ施設、都市緑化植物園などの野外文化活動の施設、その他、冒険のトリデ、桜の広場、日本庭園「牧が原園」、茶室「松柏亭」等を整備し、平成２２年４月２６日に全域開園しました。

平成２８年６月１２日には、当時の皇太子同妃両殿下の御臨席のもと全国の緑化関係者が一堂に集い、第２７回全国「みどりの愛護」のつどいが開催されました。

コ　千葉県総合スポーツセンター

県民の体力向上とスポーツ振興を目的として整備された４２．７haの運動公園です。陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、体育館、テニスコート、武道館、弓道場等があり、県の体育施設の中心的役割を果たしています。

サ　北総花の丘公園

文化とコミュニティをテーマとし、自然の地形を生かすとともに、樹林地を極力残した北総地域の中核的な都市公園として、平成６年度から旧住宅・都市整備公団（現・独立行政法人都市再生機構）が整備を進め、県が引き継ぎました。平成１２年度から供用を開始し、現在は、３６．１haを供用しています。



千葉県総合スポーツセンター



北総花の丘公園

シ　長生の森公園（整備中）

長生・山武地域を圏域とした広域公園として「人間・スポーツ・環境」をテーマに都市計画決定を行い、平成８年度から整備を進めています。

令和７年４月１日現在、野球場、テニスコート、ゲートボール場、多目的広場など１４．２６haを供用しており、残りの区域についても整備を進めています。



長生の森公園



八千代広域公園

ス　八千代広域公園（整備中）

印旛放水路（新川）周辺地域の豊かな緑と水辺に恵まれた田園的な環境を保全し、県民に水辺のレクリエーションの場を提供するものとして「水辺とスポーツ・情報文化とのふれあい」をテーマに都市計画決定を行い、平成２２年度から整備を進めています。

令和７年４月１日現在、駐車場や園地など１１．３５haを供用しており、その他の施設についても整備を進めています。

セ　手賀沼自然ふれあい緑道

「ヨシ原を風と巡る散歩道」をテーマに手賀沼の南岸に国土交通省が整備した北千葉導水路事業用地及び手賀沼の湖岸堤の一部を利用した延長９．４km、面積２５．１haの緑道であり、平成１８年度に完成しました。手賀沼の貴重な緑と水辺空間などの豊かな自然と身近にふれあいながら、散歩やジョギングなどが楽しめる遊歩道となっています。

ソ　市野谷の森公園（整備中）

「いきものたちと時間をすごすまちの森」をテーマに動植物の生息地又は生息地である樹林地等を保護することを目的とした公園として、平成１９年度から整備を進めています。

令和７年４月１日現在、３．７０haを供用しており、その他の施設についても整備を進めています。



手賀沼自然ふれあい緑道



市野谷の森公園

緑の基本計画

「緑の基本計画」は、市町村が、独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための施策をまとめたものです。

なお、令和７年３月末現在、都市計画区域の対象４８市町村中、策定済みが３０市町村です。

緑地の保全・緑化の推進

緑地の保全と緑化の推進を図るため「都市緑地法」を基本に、各種施策の展開が図られています。

緑地の保全

（１）緑地保全地域

都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和のもとに、総体としての緑を保全する制度です。

（２）特別緑地保全地区

都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

令和７年３月末現在、７市３０地区で８０．６ｈａ指定されています。

（３）首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯において、良好な自然環境を有する緑地を、国土交通大臣が近郊緑地保全区域として指定し保全しています。

令和７年３月末現在、保全区域として県内で４区域２，３１４ｈａが指定されており、特に良好な緑地部分については、近郊緑地特別保全地区として２地区１４４．３ｈａを都市計画で位置付けています。

（４）管理協定

都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理負担を軽減することができます。

（５）緑地管理機構

都市緑地法に基づき地方公共団体以外のＮＰＯ法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取組みを推進することができます。

（６）地区計画等の活用による緑地の保全

都市緑地法に基づき、屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。

（７）風致地区

都市計画法に基づき、都市内の樹林地、水田地等の良好な自然的環境を形成している土地（水面も含む）の景観を維持するため、都市計画として定める地区で、各市の風致地区条例により地区内での行為を制限しています。

令和７年３月末現在、４市（市川、船橋、香取、銚子）で２，３０２．７ｈａを決定しています。

（８）生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内における農地等が無秩序に市街化されることに歯止めをかけるために計画的に保全する目的で定める地区です。

本県では、平成３年の法改正により、平成４年１１月２４日に１９市の生産緑地地区が一斉に指定され、令和６年１２月末現在、２２市、３，４３０地区で９１４．３２ｈａが指定（旧法含む）されています。

緑化の推進

（１）緑化地域

都市緑地法に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。これにより効果的に緑を創出することができます。

（２）緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

令和７年３月末現在、協定件数は２７４件、協定面積は８５１．４２ｈａです。

（３）市民緑地

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

令和７年３月末現在、契約件数は２３件、契約面積は１９．８ｈａです。

（４）緑化施設整備計画認定制度

都市緑地法に基づき、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画について市町村長の認定を受けることができる制度です。



２１世紀の森と広場（松戸市）